

平成 23 年度 高等学校等給付奨学生募集要項

(財) 日本教育公務員弘済会島根支部

1 趣 旨

財団法人日本教育公務員弘済会島根支部（以下「本支部」という。）は、公益法人として、就学意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により学資金の支弁が困難な高等学校、中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部、高等専門学校の第1学年、第2学年及び第3学年（以下「高等学校等」という。）に在籍する生徒を対象として、返還義務のない奨学金給付事業を実施する。

2 応募資格

本年度、島根県内に所在する高等学校等に在学する生徒

3 応募条件

次の各条件をすべて満たす生徒

- (1) 家庭の事情により、学費支弁困難と認められるもの
- (2) 向学心に富み、かつ学業に耐えうるもの
- (3) 在学する高等学校等校長の推薦を受けたもの、ただし、原則として各高等学校等1名以内とする。
- (4) これまでに、この奨学金の給付を受けていないもの

4 給付内容

- (1) 給付額 一人当たり25万円
- (2) 募集人数 24人
- (3) 返 還 原則として返還の必要はない。ただし、次の場合には、既に給付した奨学金の全額又は一部の返還を求めることがある。
 - ① 奨学金を給付目的以外に使用したとき
 - ② いつわりの申請その他の不正な手段によって給付を受けたとき
 - ③ 休学、転学、留年の事由が適当でないとき
 - ④ 在学する学校で処分を受け、学籍を失ったとき
 - ⑤ その他奨学生として適当でないとき
- (4) 給 付 給付金は、原則として、本会役員から、在籍する学校の校長立ち会いの下親権を行う者同伴にて奨学生に目録を手交し、その後、奨学生又は親権を行う者名義の口座に送金する。

5 応募の手続き

- (1) 応募期間 6月1日から7月10日まで
- (2) 提出書類
 - ① 奨学生申請書
 - ② 在学する高等学校等校長の推薦書
 - ③ 高等学校等給付奨学生申請者調査書
 - ④ 市町村長が発行する同一生計家族の所得証明書（所定の「収入及び所得証明申請書」による。）
 - ⑤ その他必要に応じて本支部長が必要と認める書類の提出を求めることがある。
- (3) 提出先 〒690-0887 松江市殿町33番地
(財) 日本教育公務員弘済会島根支部
TEL : 0852-24-1059 FAX : 0852-31-6089

6 給付決定等

本支部が設置する奨学金選考委員会の選考を経て、本支部長が給付の可否を決定する。結果については在籍する校長を通じて本人に通知する。

7 成果報告書の提出

給付した学年を終了後、速やかに所定の「給付奨学生成果報告書」を本支部長あて提出する。

8 その他

- (1) 提出のあった申請書類は返却しない。
- (2) 申請書類は、(財)日教弘の「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」に基づき、秘密を保持し目的以外には利用しない。